

建築・消防の検査済証を求める場合について

\	新築	用途変更	改築等
入所、通所系	建築の検査済証と 消防の検査済証を 求めます。	※	※
事務所系	_____	_____	_____

※ 検査がある場合は、建築の検査済証、消防の検査済証の提出を求めます。

用途変更の場合は、検査済証が発行されないため、確認済証と工事完了届出書の鑑の写しの提出を求めます。

検査がなく届出だけですむ場合、又は手続自体が不要な場合は、開設者が関係官庁と相談した内容の協議メモの提出を求めます。

事務所系は提出を求めませんが、建築部局、消防署への相談だけは行ってください。例えば、市街化調整区域に事務所を設けようとする場合。